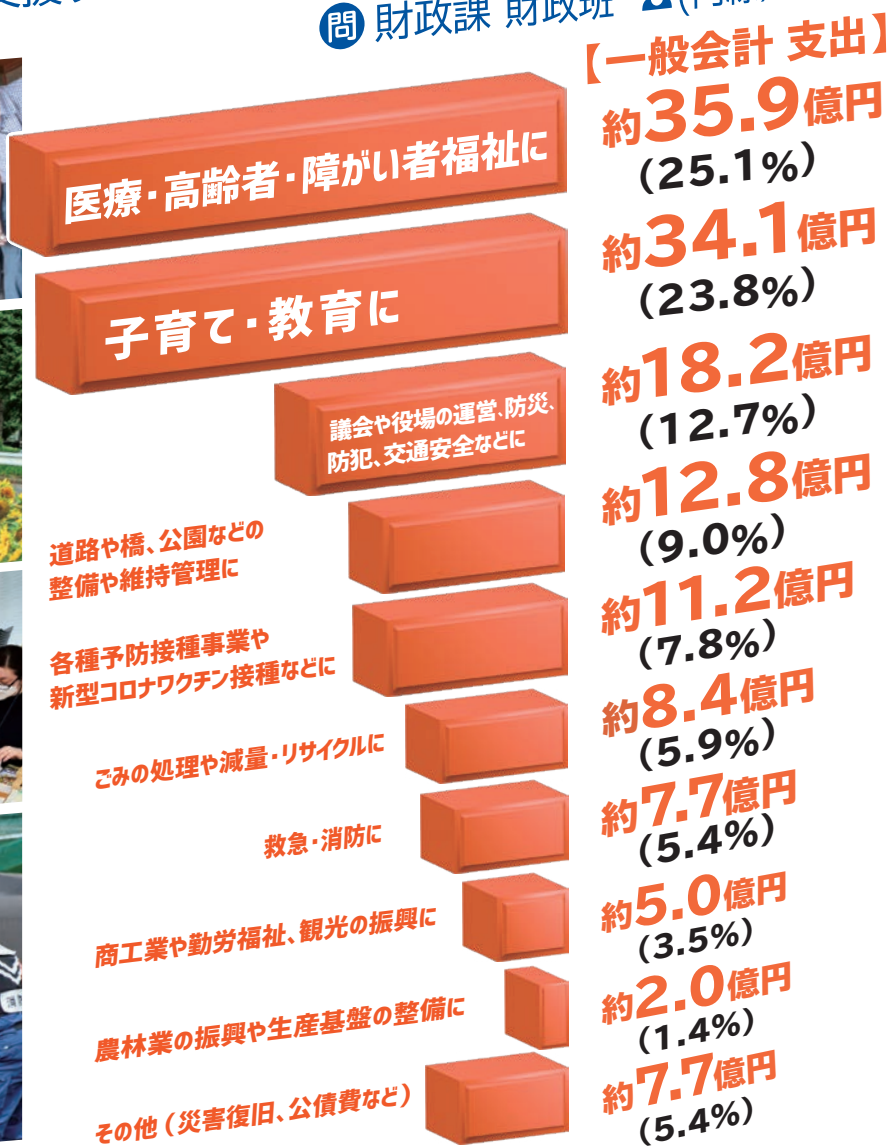


令和4年度 決算

が町議会の9月定例会で承認されました。

コロナ禍が続く中で、町民生活に密着した各種施策・事業を積極的に実施しました。
高齢者の生活支援などの「医療・高齢者・障がい者福祉」事業、教育環境の整備充実や
未来を担うこどもたちを支援する「子育て・教育」事業などに重点的に取り組みました。

問 財政課 財政班 ㊟(内線)3292



一般会計の支出の状況(目的別)

町が「何のため」にお金を使ったのか?経費を行政目的により、分類したもの。

合計 143億392万1千円 ※()内は構成比

議会費	1億6,727万7千円 (1.2%)	土木費	12億8,463万4千円 (9.0%)
総務費	16億4,959万円 (11.5%)	消防費	7億6,938万5千円 (5.4%)
民生費	55億5,506万8千円 (38.8%)	教育費	14億4,064万1千円 (10.1%)
衛生費	19億6,128万円 (13.7%)	災害復旧費	1,160万4千円 (0.1%)
農林水産業費	2億165万3千円 (1.4%)	公債費	7億5,534万4千円 (5.3%)
商工費	5億444万5千円 (3.5%)	諸支出金	300万円 (0.0%)

決算総額

収入 259.9 億円
支出 255.6 億円

一般会計

収入 150.6 億円
支出 143.0 億円

特別会計

収入 86.0 億円
支出 84.4 億円

企業会計

収入 23.3 億円
支出 28.2 億円

会計

支出 143億392万1千円

- 支出は、価格高騰緊急支援給付金などが増となりましたが、子育て世帯や住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金が減となったことなどにより、対前年比で4億7,037万3千円の減額となりました。
- 収入支出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源(6,516万2千円)を除いた実質収支額は、6億9,134万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。

繰出金

10億9,193万円(7.6%)

一般会計から特別会計に支出する費用

積立金

3億2,029万8千円
(2.2%)

特定の目的や年度間の財源不足に備えるなど、計画的な財政運営を目的として、基金に積み立てるための費用

公債費

7億5,534万4千円
(5.3%)

町が借り入れた地方債の返済のための費用

普通建設事業費

6億8,838万4千円
(4.8%)

庁舎や学校、道路、橋りょう、公園などの整備や土地購入などの費用

その他

4億883万3千円
(3.0%)

維持補修費、貸付金など

人件費

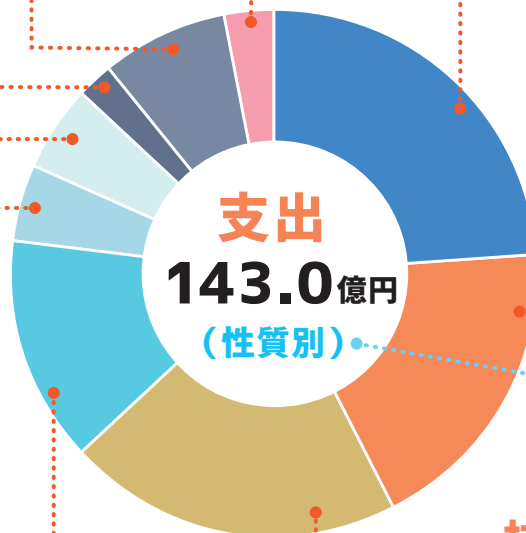
34億4,085万5千円(24.0%)

職員の給与や、議員、会計年度任用職員、委員会委員への報酬などの費用

物件費

26億5,095万円
(18.5%)

物品の購入費やリース料、施設管理のための光熱水費や委託料などの費用



町が「どんなこと」にお金を使ったのか？経済的性質により分類したもの。

補助費等

19億7,384万7千円(13.8%)

負担金や補助金、保険料などの費用

扶助費

29億7,348万円(20.8%)

児童手当の支給や保育所の運営、小児医療費の助成などの費用

令和4年度 決算	財源の内訳		
	特定財源	一般財源	
	国庫支出金など	地方消費税交付金	差引一般財源
5,856万8千円	457万円	1,081万2千円	4,318万6千円
14億7,213万8千円	9億5,029万5千円	1億449万4千円	4億1,734万9千円
7,713万円	483万1千円	1,447万7千円	5,782万2千円
13億2,779万7千円	8億7,010万8千円	9,164万8千円	3億6,604万1千円
4億9,756万円	1億5,703万円	6,818万8千円	2億7,234万2千円
4億5,120万4千円	6,326万6千円	7,768万1千円	3億1,025万7千円
4億9,596万9千円	2,753万3千円	9,380万円	3億7,463万6千円
2億3,931万4千円	488万5千円	4,694万2千円	1億8,748万7千円
46億1,968万円	20億8,251万8千円	5億804万2千円	20億2,912万円

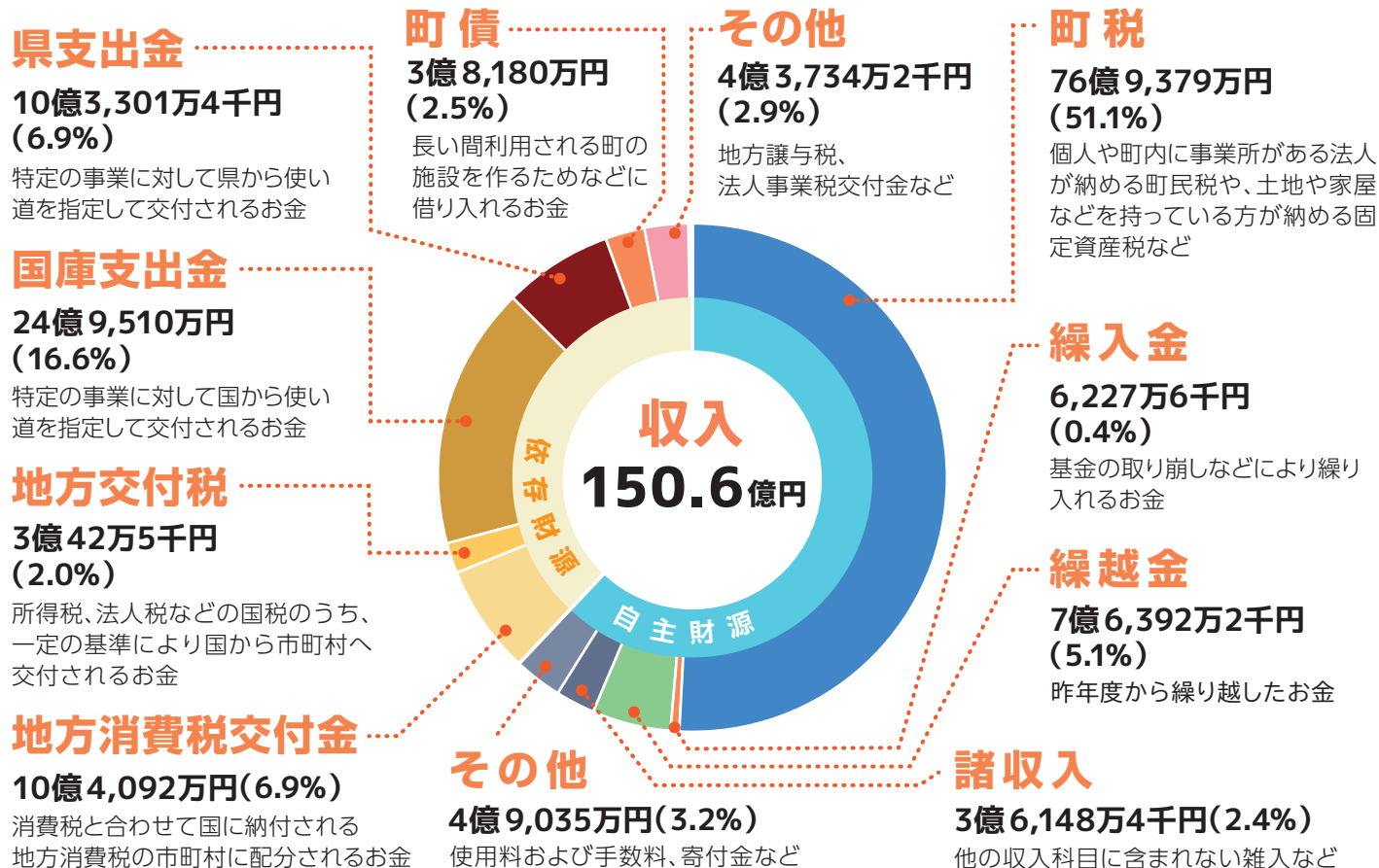
消費税率は平成26年4月に5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられましたが、これらの引き上げに伴う「地方消費税交付金」の増収分(5億804万2千円)については、全額を「社会保障関係経費」に充当し、その用途を明示することとされています。

町では、次のとおり、障がい者・高齢者・児童福祉事業のほか、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金などの財源の一部として活用しています。

収入 150億6,042万3千円

一般

- 収入は、法人町民税が増額となりましたが、子育て世帯や住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金に係る国庫補助が減となったことなどにより、対前年比で4億7,779万3千円の減額となりました。
- 収入額を財源別にみると、町税など、町が自主的に収入することができる自主財源が93億7,182万2千円で、収入総額の62.2%、国・県支出金や町債、地方消費税交付金などの依存財源は56億8,860万1千円で、収入総額の37.8%となりました。



一般会計収入「地方消費税交付金」の増収分について

区分	主な事業
社会福祉事業	●一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●町社会福祉団体補助金
障がい者福祉事業	●障害者医療費助成事業 ●障害者介護給付・訓練等給付事業 ●自立支援医療費給付事業
高齢者福祉事業	●高齢者バス割引乗車券購入費助成事業 ●敬老および長寿夫妻祝金品支給事業 ●シルバー人材センター運営費補助金
児童福祉事業	●施設型給付事業 ●児童手当支給事業 ●小児医療費助成事業 ●子育てのための施設等利用給付事業
国民健康保険事業	●国民健康保険特別会計繰出金
後期高齢者医療事業	●後期高齢者医療広域連合負担金 ●後期高齢者医療特別会計繰出金 ●後期高齢者健康診査事業 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
介護保険事業	●介護保険特別会計繰出金
保健衛生事業	●乳幼児等予防接種事業 ●高齢者インフルエンザ予防接種事業 ●生活習慣病検診事業 ●風しん予防接種事業
合 計	

**独立採算による特定の事業を経理する会計です。
町には2つの企業会計があります。**

※ 収益的収支は、純利益を算出するため消費税抜きの金額を、資本的収支は、必要とした費用を算出するため消費税込みの金額を表記しました。

公共下水道事業

令和4年度の収益的収支は、下水道使用料が前年度より減少となるなど、収入額は前年度に比べ6.32%の減となりました。また、減価償却費や支払利息の減少により、支出額は前年度に比べ5.42%の減となり、純利益は、前年度から33%減の2,352万2千円となりました。

建設改良事業などを行う資本的収支は、収支差引額が3億4,723万4千円の不足となり、内部留保資金などで補てんしました。

建設改良事業の主な内容として、汚水整備事業では、マンホールポンプ場の水位計や汚水ポンプ設備の計画的な改築を行いました。また、雨水整備事業では、浸水対策として中津桜台地区の雨水管整備を進めたほか、中津大塚下地区の水路整備工事に着手しました。



中津大塚下地区の水路整備工事

収益的収入と支出 (下水道事業の経営運営を行うための収支)	
収入額	10億1,112万9千円
支出額	9億8,760万7千円
収支差引額	2,352万2千円

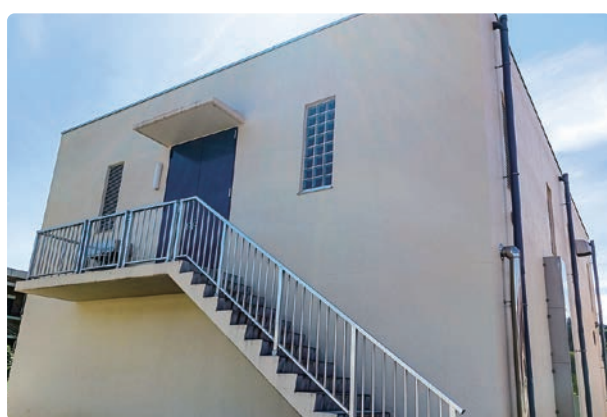
資本的収入と支出 (下水道施設の建設改良などの投資的経費)	
収入額	3億8,040万7千円
支出額	7億2,764万1千円
収支差引額	△3億4,723万4千円

水道事業

令和4年度の収益的収支は、給水収益(水道料金)が前年度より微増となったことから、収入額は前年度に比べ0.4%の増となりました。また、動力費などの増加により支出額は前年度に比べ5.6%の増となり、純利益は、前年度から89.11%減の329万5千円となりました。

建設改良事業などを行う資本的収支は、収支差引額が2億437万4千円の不足となり、内部留保資金などで補てんしました。

建設改良事業の主な内容としては、戸倉浄水場第2浄水池浸水対策工事を実施し、防災性の強化を図るとともに、配水管を耐震性能の高いものに交換する工事を中津二井坂地区、中津熊坂地区などで延長1,143メートルにわたって行い、配水機能強化と老朽化施設の更新に努めました。



戸倉浄水場第2浄水池
浸水想定水位以上の高さに電気設備を設置するために改築

収益的収入と支出 (水道事業の経営運営を行うための収支)	
収入額	5億5,212万3千円
支出額	5億4,882万8千円
収支差引額	329万5千円

資本的収入と支出 (水道施設の建設改良などの投資的経費)	
収入額	2億8,154万6千円
支出額	4億8,592万円
収支差引額	△2億437万4千円

特別会計

収入総額 86億296万円
支出総額 84億4,289万1千円

特定の収入を財源に特定の事業を行い、一般会計とは別に経理する会計です。町には3つの特別会計があります。

国民健康保険事業

町民の健康保持と増進のため保険給付を行い、医療保障の充実に努めました。

令和4年度の国民健康保険加入世帯は、町総世帯数の32.2%、被保険者は町総人口の23.7%です。



後期高齢者医療事業

高齢者の健康保持と増進のため、被保険者の資格管理などの窓口事務や保険料の徴収などを行い、医療費の適正化に努め、健全な医療給付を進めました。



介護保険事業

適正な要介護認定を行うとともに、要介護・要支援者が能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう保険給付を行い、保健医療の向上と福祉の増進に努めました。

また、将来的に要介護・要支援状態になる恐れがある高齢者を対象に、介護予防を推進しました。



()内 対前年度比

会計名	収入額	支出額
国民健康保険	46億8,551万7千円 (5.3%減)	46億4,918万1千円 (5.6%減)
後期高齢者医療	5億9,469万1千円 (10.2%増)	5億6,633万円 (10.3%増)
介護保険	33億2,275万2千円 (4.1%増)	32億2,738万円 (1.5%増)

財政健全化法に基づく「健全化判断比率」などの状況



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)とは、財政の健全さを計る下記の指標の公表を義務付け、早期健全化の枠組みなどを定めた法律で、国民健康保険などの特別会計や企業会計、さらには土地開発公社などの会計もチェックされています。

町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれていることが分かります。

指標		指標の説明	比率	基準値	
				早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	13.57%	20%
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	18.57%	30%
	実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	0.1%	25%	35%
	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	—	350%	
資金不足比率 (水道・公共下水道事業)		資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20%	

- ※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は、実質収支が黒字となり赤字額が生じないため「－(ハイフン)」となっています。
また、将来負担比率は、地方債残高などの将来負担額に対し、基金、都市計画税、基準財政需要額に算入される地方債などの充当可能な財源が上回っているため「－(ハイフン)」となっています。
- ※ 早期健全化基準・経営健全化基準は「財政の自主的な改善努力が求められる段階」を、財政再生基準は「国等の関与により健全化が図られる段階」を表す基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準値を超えた場合は、法律に基づき健全化に向けた取り組みが行われます。